

諫早市立長里小学校いじめ防止基本方針

輝く瞳・いい笑顔・光る汗あふれる学校
— かしこく やさしく たくましく —

【いじめ防止対策委員会】

いじめ防止等に組織的に対応するため本委員会を設置する。本委員会は、基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成，実行，進捗状況の確認，定期的検証，修正を行い，児童の豊かな学校生活及び教育活動を支える取組を行う。構成員は以下のとおりとする。

<校内構成員>

- 過小規模校のため，校長以下全職員とする

<校外構成員>

- P T A関係者，学校支援会議委員，S S W等関係機関の助言者等

【組織の具体的役割】

- ・ いじめに関する情報の収集及び共有。
- ・ いじめ事実の確認。対策案を練る。
- ・ 該当児童への指導，該当保護者への対応。
- ・ 学級への指導体制の強化，支援。
- ・ 外部組織への協力要請，又は警察への通報。
- ・ 未然防止対策の検討，実施，改善。

【主な構成員の役割】

校長・教頭・・・基本方針の策定指針。重大事態への対応及び諫早市教育委員会への報告。

生活指導主任・・・基本方針の策定，公開，見直し。アンケートの実施。

問題対策会議の開催。個別面談や相談体制の構築

教務主任・・・年間計画の調整及び検証，見直し。

養護教諭・・・登校渋りや保健室訪問での子どもの実態把握，情報伝達。

心のケア相談員・・・被害者や保護者の心のケア。

【P T Aとの連携】

- ・ 基本方針等について地域や者の理解を得ることで，いじめの問題の重要性の認識を高めるとともに，家庭訪問や各種通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ 通常のP T A活動の取組目標等に，いじめ対策基本方針を取り入れる。
- ・ あいさつや地域活動を通して，子どもとの関わりを大切にす。

【関係機関等の連携】

- ・ 地域の関係団体等がいじめ問題について協議する機会を設けたり，学校支援会議を活用したりするなど，地域と連携し，より多くの大人が子どもに関わることができるようにする。
- ・ 重大事案については，諫早市教育委員会及び所轄警察署に適切に援助を求め，連携して対処する。

【児童会】

- ・ 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え，自ら活動できる集団づくりに努める。
- ・ 児童会の活動内容に「いじめ対策」を位置付ける。
- ・ 他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供し，自己有用感を育む。
- ・ 困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け，自己肯定感を高める。

【いじめ問題への取組】

<いじめの防止について>

【いじめを防止するために子どもにつけたい力】

- ・他人の気持ちを理解できる豊かな情操（共感しながら聴く力）
- ・互いの存在を認め、人格を尊重する態度（人権意識や生命尊重の態度）
- ・子どもが他者と円滑にコミュニケーションを図る能力
- ・ストレスに適切に対処できる力
- ・自己有用感、自己肯定感 など

【学校は「役割と出番 活躍と自信」をキーワードに以下の事項に重点的に取り組む。】

- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進
- ・一人一人を大切にしたい分かる授業づくり
（学習規律の徹底・言語活動の充実・学び方の定着）
- ・一人一人が活躍できる学級集団づくり、児童会活動や縦割り班活動の充実（居場所・絆）
- ・他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の設定
- ・主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験の機会の設定
- ・特別な支援が必要な児童に対するきめ細かな個別指導の実施
※ 指導力向上を目指した教職員研修の充実を図る。

【家庭・地域は】

- ・思いやりの心を育む豊かな人間関係の構築
- ・子育て目標を共有し、基本的な生活習慣を確立する。（学校支援会議の充実）
- ・正義感を育成するための確固たるルールづくり
- ・PTA・子ども会行事等への積極的な参加による連携強化

<いじめの早期発見について> 一見えにくいいじめを察知するために一

【学校は】

- 早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのため、教職員はいわゆる「いじわる」のレベルから「いじめ」のアンテナを高くしておくことが重要である。併せて、定期的な面談や各種調査を併用し、効果的な対応と検証を行うものとする。また、特に以下の点について留意する。
 - ・朝、帰りの会や授業中などの観察 → 報告・連絡・相談を確実に行う。
 - ・個人面談の実施（各学期1回）と児童・保護者への啓発
 - ・心のケア相談員の活動充実（教育相談体制の充実と連携）
 - ・なかよしアンケートの実施・・・毎月1回実施
 - ・「児童理解支援会」で児童に関する情報交換を密にし、共有する。
 - ・各関係機関との連携を密にし、情報の収集に努める。

【家庭・地域は】

- ・家族団欒の機会を増やし、日頃から悩みを気軽に相談できる雰囲気作りに努める。
- ・心の相談窓口として、関係各機関の活動内容について研修を深めておく。

<少年センター・児童相談所・警察・医療機関等での改善方法>

<いじめに対する措置について>

[学校は]

- 発見・通報を受けた場合には、被害児童を守り通すという毅然とした指導体制を確立する。
「いじめ防止対策委員会」で対応方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをする。
 - ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、事実確認のための手だてをとる。
 - ・いじめが発生した場合には、被害児童の気持ちに寄り添い、組織的なスピード感のある対応をする。(素早く・誠実に・何度でも)
 - ・加害、被害児童及び保護者について、共感的な理解の下、双方の保護者に説明し、早い段階から家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
 - ・加害児童及び保護者について、謝罪の指導を行う中で、加害児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、被害児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。(毅然とした指導と誠意ある継続的な助言)
- 当該学級などの関わりを持つ集団については、継続的にいじめを抑止できる学級集団と、理解を深められる仲間作りの手助けに努める。(二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組)

[家庭・地域は]

- ・子どものサインを見逃さない。
- ・子どもを守る、子どもに卑怯なことはさせないという揺るぎない方針で、学校をはじめとする関係機関と連携をとる。
- ・広く意見を求め、個人で抱え込まないようにする。

<重大事態発生時の対処>

[想定されるケース]

- ・児童が自殺を図った場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当期間学校を欠席することを余儀なくされた場合 等

[学校の取組]

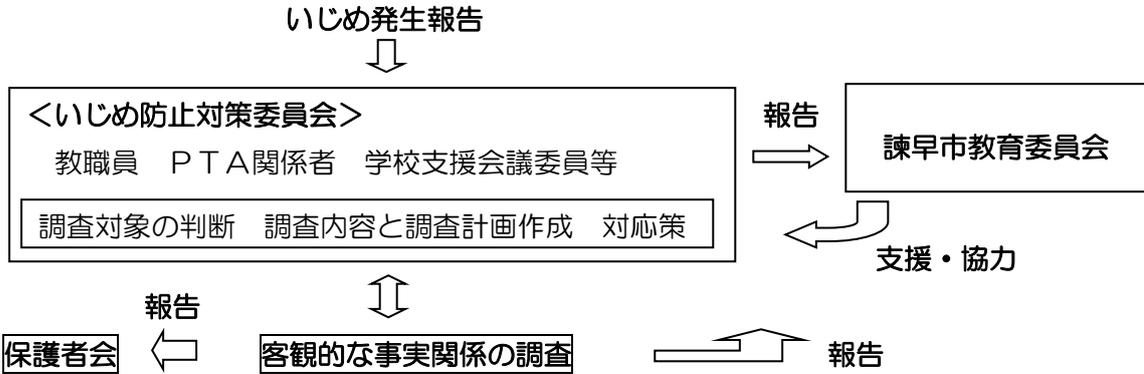
- ・教育委員会への「第一報」を速やかに報告する。
 - ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
 - ・調査結果は教育委員会に報告するとともに、被害児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に支援を要請する。
- マスコミ等への対応
 - ・問い合わせ窓口の一本化(全ての窓口を教頭<校長>)し、管理職以外の対応をなくす。
 - ・共同記者会見等の開催については教育委員会の指示を仰ぐ。
 - ・児童への個別のインタビュー対応を行わないよう依頼する。

○ 保護者会の開催

- ・発生確認後速やかに、事実確認できた内容について報告する。

<重大事態発生時の流れ>

- 公平性・中立性の確保，プライバシーへの配慮



- ※ 事実の聞き取り可能・・・被害児童からの聞き取り 在籍児童からの聞き取り
加害児童への指導 被害児童の心のケア 学校生活復帰への支援
- ※ 聞き取り不能・・・被害児童の保護者の要望，意見の聴取 児童への質問紙による調査
教職員への質問調査

【年間計画】

| 月 | 取 組 内 容 | 備 考 |
|-----|---|----------------------|
| 4月 | 職員研修会の実施（方針の確認） 配慮を要する児童について（共通理解） 保護者への説明，啓発 | 職員会議 P T A総会 |
| 5月 | 学校基本方針の周知・確認 気になる子どもへの対応確認（共通理解）・個人面談 | |
| 6月 | 長里っ子を見つめる教育週間 いじめ未然防止に向けた児童会主催による取組 | いじめ防止対策委員会 道徳授業公開 |
| 7月 | 学級P T Aでの共通理解 | |
| 8月 | 校内研修・教育相談・取組状況報告 | |
| 9月 | 気になる子どもへの対応確認（共通理解） | |
| 10月 | 活動の評価改善 | いじめ防止対策委員会 |
| 11月 | 人権月間の取組 | |
| 12月 | 人権集会の開催 学級P T Aでの共通理解 | |
| 1月 | 気になる子どもへの対応確認（共通理解） | |
| 2月 | 個人面談，年間活動の評価・改善 児童会の取組のまとめ | |
| 3月 | 共通理解「配慮を要する児童」 次年度への引継会 | いじめ防止対策委員会 |

※ 校内委員会は随時実施

※ なかよしアンケート（児童），児童理解支援会（いじめ，特別支援）・・・毎月実施